

## 千葉市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等に対し、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等の事業を行うことにより、それらの児童等の健全な育成を図ることを目的とする。

### (対象患者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「対象患者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達時点においてこの事業による医療の給付等を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き当該疾患の治療が必要と認められる場合にあっては、20歳到達までの者を含む。）
- (2) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第28号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。以下同じ。）の規定による被保険者若しくは被扶養者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者あるいは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- (3) 「児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態」（平成17年厚生労働省告示第23号。以下「基準告示」という。）により厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている者であって、当該疾患の状態が当該疾患ごとに基準告示に定める程度であるもの  
(実施医療機関)

第3条 この事業による医療の給付は、本市と委託契約を締結した医療機関（保険薬局及び健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者を含む。以下「実施医療機関」という。）において行うものとする。

### (給付の方法及び期間)

第4条 この事業による医療の給付は、実施医療機関における現物給付とする。

ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、医療の給付に代えて当該医療に要する費用（以下「療養費」という。）を支給できるものとする。

2 前項ただし書の療養費の額は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第67号）又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第496号）に準じて算定した額の合計額から、当該児童等について医療保険各法の規定により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに第5条の規定により対象患者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）が負担する額を控除した額とする。

3 第1項の規定による医療の給付又は療養費の支給（以下「給付」という。）を受けることのできる期間（以下「支給期間」という。）は、第6条第1項若しくは第3項の申請書を受理した日（以下この項において「受理日」という。）から最初に到来する9月30日までとする。ただし、受理日が、6月1日から9月30日までの間にある場合は、受理日から2度目に到来する9月30日までとすることができる。

（一部負担額）

第5条 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額（以下「一部負担額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、同一の月における同一の実施医療機関（同一の実施医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の実施医療機関で行われたものとみなす。以下同じ。）における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額の合計額がそれぞれ別表第1に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該対象患者の保護者の申請に基づき支給することができる。

なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。

- (1) 入院 同一の実施医療機関ごとに、1か月につき、別表第1の入院欄に定める額を限度とする額
- (2) 入院以外 同一の実施医療機関ごとに、1か月につき、別表第1の外来欄に定める額を限度とする額。
- 2 第7条第1項の規定により別表第2に定める一定の基準に該当する者（以下「重症患者」という。）として認定を受けたときは、一部負担額の支払いを要しないものとする。
- 3 血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」に基づく事業をいう。）の対象とされている疾患にかかっている患者を含む。次条第3項において同じ。）については、一部負担額の支払いを要しないものとする。なお、このために特に申請等の手続は要しないものとする。
- （給付の申請等）

第6条 給付を受けようとする児童等の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童等を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、千葉市小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に千葉市小児慢性特定疾患医療意見書（様式第2号から様式第2号の13まで）のうち疾患に応じたもの（以下「医療意見書」という。）、世帯構成が確認できる健康保険証の写し又は世帯全員の住民票及び生計中心者（患者の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）の所得等に関する状況を確認することができる書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

- 2 重症患者として認定を受けようとする児童等の保護者は、重症患者認定申請書（様式第3号）に医療意見書、障害厚生年金等（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害共済年金をいう。）の証書の写し又は当該児童等の身体障害者手帳の写しその他市長が必要と認める関係書類を添えて市長に提出するものとする。
- 3 受給期間の満了後も引き続き給付（重症患者としての認定を含む。）を受けようとする児童等の保護者は、交付申請書、医療意見書、世帯構成が確認できる健康保険証の写し又は世帯全員の住民票及び生計中心者の所得等に関する

る状況を確認することができる書類の写し（当該児童等が重症患者であるときは、交付申請書、医療意見書及び世帯構成が確認できる健康保険証の写し又は世帯全員の住民票、血友病患者であるときは、医療意見書及び次条第2項の規定により交付を受けた受診券）を当該期間の満了する日までに市長に提出するものとする。

- 4 前3項の場合において、児童等の保護者がこの事業による研究を推進するために医療意見書が治療研究の基礎資料として利用されることに同意するときは、医療意見書に意見書の研究利用についての同意書（様式第4号）を添えるものとする。

（給付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項若しくは第3項の規定による申請を受けたときは、次条に規定する千葉県小児慢性特定疾患等対策協議会の意見を徴した上で、当該申請に係る児童等を対象患者又は重症患者として認定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により児童等を対象患者として認定したときは、給付をすることを決定し、千葉県小児慢性特定疾患医療受診券（様式第5号。以下「受診券」という。）を、認定しなかったときは千葉県小児慢性特定疾患医療受診券交付申請却下通知書（様式第6号）をそれぞれ当該申請をした保護者に交付するものとする。

- 3 第4条第1項の規定による医療の給付は、実施医療機関の窓口を受診券を提示して受けるものとする。

- 4 第1項の規定による重症患者の認定は、重症患者認定申請書を受理した日（同項の規定により既に対象患者として認定を受けている児童等が新たに重症患者に認定されたときは、重症患者認定申請書を受理した日の属する月の翌月の初日）から受給期間の末日（第9条第4項の規定により重症患者の認定を取り消したときは、重症患者取消申請書を受理した日の属する月の末日）まで効力を有するものとする。

（高額療養費に係る取扱い）

第8条 当該事業による医療に関する給付の対象療養を受けることについて保険者の認定を受けた者の高額療養費の支給においては、所得区分に応じた算定基準額を適用するものとする。

- 1 申請者は、対象患者が加入する医療保険の保険者に高額療養費に係る所得区分の認定を受けるため、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 対象患者の健康保険証の写し
  - (2) 医療保険上の所得区分に関する情報を保険者が都道府県知事等に情報提供することに同意する旨の書類（以下「同意書」という。）
  - (3) 保険者が対象患者の所得区分の認定を行うために必要な書類
- 2 市長は、対象患者が所得区分の認定を受けるため、保険者に対し、同意書、所得区分の認定に必要な書類等を送付し、連絡等を行うとともに、保険者が当該対象患者に対し認定した所得区分について記載した受診券を交付するものとする。

（千葉市小児慢性特定疾患等対策協議会）

第9条 前条第1項の規定による対象患者及び重症患者の認定に関し必要な事項を審査させるため、千葉市小児慢性特定疾患等対策協議会（次項において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定めるものとする。  
（受診券の記載事項の変更等）

第10条 受診券の交付を受けた保護者（以下「受給者」という。）は、受診券の記載事項に次に掲げる変更を生じたときは、速やかに受診券記載事項変更届（様式第7号）にこれを証する書面を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者又は第7条第1項の規定による対象患者として認定を受けた者（以下「認定患者」という。）が本市内において住所を変更したとき。
- (2) 受給者又は認定患者がその姓名を変更したとき。
- (3) 認定患者の保険区分を変更したとき。
- (4) 給付を受ける実施医療機関を変更しようとするとき。

2 受給者は、生計中心者に変動が生じたとき又は修正申告により税額に変更が生じたときは、一部負担額変更申請書（様式第8号）により一部負担額の変更を申請できるものとする。

3 受給者は、第7条第1項の規定による認定を受けた重症患者が重症患者でなくなったときは、速やかに重症患者認定取消申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前3項の規定による届出又は申請書の提出を受けたときは、必要に応じ関係書類の提出を求めてその内容を確認の上、訂正した受診券の交付、重症患者の認定の取消しその他適当と認める措置を講ずるものとする。

（受診券の再交付）

第11条 受給者は、受診券を汚損し若しくはき損し、又は紛失した場合において、その再交付を受けようとするときは、千葉市小児慢性特定疾患医療受診券再交付申請書（様式第10号）を市長に提出して、受診券の再交付を受けるものとする。

（受給権の消滅等）

第12条 受給者の給付を受ける権利は、当該給付に係る認定患者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

（1）第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（2）死亡したとき。

（3）他法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の給付が行われることとなったとき。

2 受給者は、前項各号のいずれかに該当することとなったとき（第2条第1号に掲げる対象患者の年齢要件に該当しなくなったときを除く。）は、速やかに受給権消滅届（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

3 受給者は、第1項の規定により給付を受ける権利が消滅したとき又は第4条第3項の規定による受給期間が満了したときは、速やかに受診券を市長に返還しなければならない。

（治療研究費の請求及び審査支払い）

第13条 市長は、実施医療機関に対して、給付に要する費用（以下「治療研究費」という。）を支払うものとする。

2 治療研究費の額については、第4条第2項の規定を準用する。

3 市長は、治療研究費の審査支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び千葉県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

4 実施医療機関の長は、治療研究費を請求しようとするときは、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和49年厚生省令第13号）に定めるところにより、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添えて当該診療報酬請求書の審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金又は千葉県国民健康保険団体連合会に提出するものとする。

（療養費等の申請及び支払い）

第14条 受給者は、第4条第1項ただし書の規定により療養費の支給を受けようとするとき及び第5条第1項ただし書の規定により自己負担限度額を超

えた額の支給を受けようとするときは、千葉市小児慢性特定疾患療養費申請書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、療養費等の支給額を決定し、口座振替により当該申請をした受給者に支払うものとする。

（費用の返還）

- 第15条 市長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、それに係る費用の全部又は一部を返還させることができる。

（治療研究費給付台帳）

- 第16条 市長は、給付の状況を明らかにしておくため、千葉市小児慢性特定疾患治療研究台帳（様式第13号）を備えるものとする。

（個人情報の取扱い）

- 第17条 この事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意することとする。

（補則）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（千葉市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の廃止）

- 2 千葉市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱による廃止前の千葉市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の適用を受けている者であって、平成16年度中に18歳に到達したことにより旧要綱の適用を受けられなくなったものについては、施行日においてその者が第2条第2号及び第3号のいずれにも該当する者である場合に限り、対象患者とする。この場合において、第2条第1号中「18歳未満の児童（18歳到達時点においてこの事業による医療の給付等を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き当該疾患の治療が必要と認められる場合にあつては、20歳未満の者とする。）」とあるのは「20歳未満の者」と読み替えるものとする。

- 4 施行日の前日までに旧要綱5条の規定により市長と委託契約を締結している医療機関は、特段の意思表示がない限り、実施医療機関とみなす。
- 5 施行日の前日までに旧要綱の規定により給付された医療に係る治療研究費及び療養費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 平成20年9月30日以前に行われた治療については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に行われた治療については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、

必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に行われた治療については、従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。